

## 令和7年度 鉱山保安に係る当部の取り組み(案)

令和7年3月24日  
九州産業保安監督部

| 令和6年度 鉱山保安に係る当部の取り組み   | 実績と評価   | 今後の方向性     | 令和7年度 鉱山保安に係る当部の取り組み(案) |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
|--|---|------------|-------------------------|----------|------------|----|------------|------------|----|------------|--|---|---|-------|---|---|---|---|
| <p>20240321九産保第8号<br/>令和6年3月28日<br/>九州産業保安監督部</p> <p>令和6年度 鉱山保安に係る当部の取り組み</p> <p>I 基本的な考え方<br/>令和6年度は、第14次鉱業労働災害防止計画(計画期間:令和5年度から9年度までの5年間)の2年目である。当部は本計画の主旨を踏まえ、次の基本的な考え方のもと取り組むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的な立入検査の実施による鉱山保安法令の遵守徹底</li> <li>鉱山保安マネジメントシステムの活動の支援による保安レベルの向上</li> <li>災害等保安情報の提供及び九州地方鉱山保安表彰等を通じた保安意識の高揚</li> <li>鉱業関係団体との連携による中小零細鉱山における保安レベルの底上げ</li> </ol> <p>II 災害撲滅のための目標<br/>鉱山災害の撲滅を最終目標とするが、令和6年(暦年)の当部の災害目標は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>死亡者0名</li> <li>罹災者数(災害全体)1名以下</li> <li>罹災者数(重傷災害)1名以下</li> </ol>  | <p>当監督部の災害目標等の取り組みについては、ホームページに掲載するとともに、保安統括者会議において周知した。</p> <p>【令和6年発生災害の特徴】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年は、全国で21件の災害が発生し、14名(前年25名)の罹災者が発生。その内訳は死亡0名、重傷10名、軽傷4名。</li> <li>九州管内においては、4件の災害が発生。このうち、危害関係4件(死亡0名、重傷2名)、鉱害関係0件発生。<br/>※重傷者のうち1名は非鉱山労働者のため実績対象外。</li> <li>危害関係の災害の内訳は、<br/>運搬装置[車両系鉱山機械]1件(重傷者1名)、[その他]1件(重傷1名)及び火災2件(罹災者なし)。</li> <li>令和6年度の災害撲滅の目標と実績については、以下のとおり。<br/>(実績) (評価)</li> <table border="1" data-bbox="899 682 1424 756"> <tr> <td>①死亡者</td> <td>0名</td> <td>達成(目標0名)</td> </tr> <tr> <td>②罹災者(災害全体)</td> <td>1名</td> <td>達成(目標1名以下)</td> </tr> <tr> <td>③罹災者(重傷災害)</td> <td>1名</td> <td>達成(目標1名以下)</td> </tr> </table> </ol>  | ①死亡者       | 0名                      | 達成(目標0名) | ②罹災者(災害全体) | 1名 | 達成(目標1名以下) | ③罹災者(重傷災害) | 1名 | 達成(目標1名以下) | <p>I. 基本的な考え方<br/>第14次鉱業労働災害防止計画(計画期間:令和5年度～9年度)の趣旨を踏まえて実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的な立入検査の実施等による鉱山保安法令の遵守徹底</li> <li>鉱山保安マネジメントシステムの活動の支援による保安レベルの向上</li> <li>災害等保安情報の提供及び九州地方鉱山保安表彰等を通じた保安意識の高揚</li> <li>鉱業関係団体との連携等による中小零細鉱山における保安レベルの底上げ</li> </ol> <p>II. 災害撲滅のための目標<br/>第14次鉱業労働災害防止計画期間及び令和7年の災害目標は前年度に引き続き次のとおりとする。</p> <p>○死亡者:0名<br/>○罹災者数(災害全体):5名以下/5年間<br/>○罹災者数(重傷災害):4名以下/5年間</p> <p>令和7年の目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>死亡者0名</li> <li>罹災者(災害全体)1名以下</li> <li>罹災者(重傷災害)1名以下</li> </ol> | <p>*****九産保第**号<br/>令和**年**月**日<br/>九州産業保安監督部</p> <p>令和7年度 鉱山保安に係る当部の取り組み</p> <p>I 基本的な考え方<br/>令和7年度は、第14次鉱業労働災害防止計画(計画期間:令和5年度から9年度までの5年間)の3年目である。当部は本計画の主旨を踏まえ、次の基本的な考え方のもと取り組むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>効果的・効率的な立入検査の実施による鉱山保安法令の遵守徹底</li> <li>鉱山保安マネジメントシステムの活動の支援による保安レベルの向上</li> <li>災害等保安情報の提供及び九州地方鉱山保安表彰等を通じた保安意識の高揚</li> <li>鉱業関係団体との連携による中小零細鉱山における保安レベルの底上げ</li> </ol> <p>II 災害撲滅のための目標<br/>鉱山災害の撲滅を最終目標とするが、令和7年(暦年)の当部の災害目標は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>死亡者0名</li> <li>罹災者数(災害全体)1名以下</li> <li>罹災者数(重傷災害)1名以下</li> </ol> |   |       |   |   |   |   |
| ①死亡者   | 0名  | 達成(目標0名)   |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| ②罹災者(災害全体)   | 1名  | 達成(目標1名以下) |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| ③罹災者(重傷災害)   | 1名  | 達成(目標1名以下) |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| <p>III 立入検査<br/>立入検査においては次の検査を行うこととする。<br/>また、災害等が発生した場合は特別検査等を行い、再発防止を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>保安検査<br/>稼行鉱山を対象に、自主保安体制や保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準遵守状況を確認する検査を計画的に実施し、鉱山保安法令の遵守徹底を図る。<br/>なお、実施にあたっては、次の事項を検査重点項目として実施する。<br/>(1)運搬装置による災害防止<br/>a 車両系鉱山機械又は自動車(鉱山道路・重機道の幅員及び傾斜状況の確認も含む)<br/>b ベルトコンベア</li> <li>鉱害等検査、その他検査<br/>対象鉱山に対し、坑廃水の採水・分析、騒音・振動の測定、作業環境の粉じん濃度測定等を実施し、各基準の遵守状況を確認する。<br/>なお、必要に応じて、その他検査を実施し、施設の保守管理状況等を確認する。<br/>また、検査にあたっては、次の事項を重点項目として実施する。<br/>・坑廃水処理施設の老朽化対策、異常気象に対する対策</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;<br/>立入検査の種類は、次のとおり。<br/>保安検査・・・鉱山の自主保安体制等を確認する検査<br/>鉱害等検査・・・坑廃水等の各種基準の適合状況を確認する検査<br/>その他検査・・・施設の管理状況を確認する検査等<br/>特別検査・・・災害・事故が発生した場合の検査</p> | <p>【実績】</p> <table border="1" data-bbox="899 1144 1424 1249"> <thead> <tr> <th>立入検査</th> <th>検査鉱山数</th> <th>指摘件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・保安検査</td> <td>15</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>・鉱害等検査</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>・その他検査</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>・特別検査</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【評価】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>保安検査においては検査前に、「車両系鉱山機械又は自動車」及び「ベルトコンベア」の重点項目に関し、調査票による実状把握を行ったうえで検査を実施した。「車両系鉱山機械又は自動車」は、現場及びヒアリングにより実施し、6件の指摘を行った。「ベルトコンベア」については、1件の指摘を行った。<br/>検査鉱山数については、当初計画17鉱山に対であったが、年度内に休止となった2鉱山に対して検査を取りやめたため、実績15鉱山となった。</li> <li>鉱害等検査、その他検査については、実施計画(鉱害等検査4件、その他検査3件)に対し、4件の鉱害等検査、5件(計画外2件を含む)のその他検査を実施した。<br/>鉱害等検査については、作業環境の粉じん濃度測定を1件、坑廃水の採水・分析を1件、騒音測定を1件、振動測定を1件実施しており、計画通り実施できた。<br/>その他検査については、災害発生後の状況確認等のため、計画外で1件実施した。計画外の災害を除くその他検査は、計画どおり実施できた。</li> </ol> | 立入検査       | 検査鉱山数                   | 指摘件数     | ・保安検査      | 15 | 50         | ・鉱害等検査     | 4  | 0          | ・その他検査   | 5   | 2 | ・特別検査 | 2 | — | <ol style="list-style-type: none"> <li>保安検査<br/>令和7年度は、令和6年度に管内において火災の発生件数が多かったことに鑑み、令和6年度に重点項目とした運搬装置のうち、車両系鉱山機械及び自動車と、ベルトコンベアに関する事項に加えて、それぞれの火災防止状況を合わせて重点項目として確認することとする。</li> <li>鉱害等検査、その他検査<br/>令和6年度に引き続き令和7年度も、実施計画鉱山に対し、粉じん対策を指導するとともに、粉じん濃度測定によって基準の適合性を確認し、適切な作業環境の確保を図らせる。また、実施計画鉱山に対し、坑廃水の採水・分析及び騒音・振動の測定を行い、基準超過がないことを確認し、必要に応じて鉱山を指導する。また、必要に応じて、その他検査を実施する。</li> </ol> | <p>III 立入検査<br/>立入検査においては次の検査を行うこととする。<br/>また、災害等が発生した場合は特別検査等を行い、再発防止を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>保安検査<br/>稼行鉱山を対象に、自主保安体制や保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準遵守状況を確認する検査を計画的に実施し、鉱山保安法令の遵守徹底を図る。<br/>なお、実施にあたっては、次の事項を検査重点項目として実施する。<br/>(1)運搬装置による災害防止(火災防止含む)<br/>a 車両系鉱山機械又は自動車<br/>b ベルトコンベア</li> <li>鉱害等検査、その他検査<br/>対象鉱山に対し、坑廃水の採水・分析、騒音・振動の測定、作業環境の粉じん濃度測定等を実施し、各基準の遵守状況を確認する。<br/>なお、必要に応じて、その他検査を実施し、施設の保守管理状況等を確認する。</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;<br/>立入検査の種類は、次のとおり。<br/>保安検査・・・鉱山の自主保安体制等を確認する検査<br/>鉱害等検査・・・坑廃水等の各種基準の適合状況を確認する検査<br/>その他検査・・・施設の管理状況を確認する検査等<br/>特別検査・・・災害・事故が発生した場合の検査</p> |
| 立入検査   | 検査鉱山数   | 指摘件数       |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| ・保安検査  | 15  | 50         |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| ・鉱害等検査   | 4   | 0          |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| ・その他検査   | 5   | 2          |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |
| ・特別検査  | 2   | —          |                         |          |            |    |            |            |    |            |  |   |   |       |   |   |   |   |

| 令和6年度 鉱山保安に係る当部の取り組み  | 実績と評価   | 今後の方向性  | 令和7年度 鉱山保安に係る当部の取り組み(案)  |
|---|---|---|--|
| <p>IV 鉱山保安マネジメントシステムの活動への支援<br/>           鉱山保安マネジメントシステムの活動について、次のとおり助言、支援を行う。</p> <p>1. リスクアセスメント(現況調査)の充実のための支援<br/>           鉱山保安マネジメントシステムの根幹であるリスクアセスメントの充実のため、保安検査等において、施業案変更時等における現況調査の実施状況について確認するとともに、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の状況に応じたきめ細かい助言を行う。</p> <p>2. マネジメントシステム活動のための支援<br/>           継続的な保安水準の向上を図り、地区保安対策協議会やメールマガジン、保安検査等を通じて、鉱山保安マネジメントシステムの自己評価結果を踏まえ、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の実態に合った助言等を行い、鉱山保安マネジメントシステム活動を支援する。</p>   | <p>【実績】</p> <p>1. 保安検査において、施業案変更時等の法令上、必要となる現況調査(リスクアセスメント)実施結果等のヒアリングを行い指導した。</p> <p>2. 保安検査を通じて新しい自己評価方式(新チェックリスト)の分析等の説明やリスクアセスメント、保安計画の作成等について適宜助言等支援した。</p> <p>【評価】</p> <p>1. 施業案変更時等に現況調査を未実施あるいは不十分であった鉱山(特に零細鉱山)がその必要性を理解するなど、保安意識を高めることができた。</p> <p>2. 新チェックリストについては全鉱山への周知は十分であり、これまでの当部の説明等により判定チェック項目内容の理解が向上し、チェックの精度が向上したと考えられる。</p>  | <p>引き続き、鉱山保安マネジメントシステムについての支援等を行う。</p> <p>1. リスクアセスメント(現況調査)の充実のための支援については、引き続き保安検査等において確認するとともに、鉱山の状況に応じた助言を行う。</p> <p>2. マネジメントシステム構築のための支援については、チェックリストの自己評価の結果を踏まえ、理解度向上を目指し鉱山の実態に合った助言等の支援を行う。</p> <p>3. 判定チェック項目、手引書及びガイドブックの見直しが行われたことについて鉱山への周知を行う。</p> | <p>IV 鉱山保安マネジメントシステムの活動への支援<br/>           鉱山保安マネジメントシステムの活動について、次のとおり助言、支援を行う。</p> <p>1. リスクアセスメント(現況調査)の充実のための支援<br/>           鉱山保安マネジメントシステムの根幹であるリスクアセスメントの充実のため、保安検査等において、施業案変更時等における現況調査の実施状況について確認するとともに、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の状況に応じたきめ細かい助言を行う。</p> <p>2. マネジメントシステム活動のための支援<br/>           継続的な保安水準の向上を図り、地区保安対策協議会やメールマガジン、保安検査等を通じて、鉱山保安マネジメントシステムの自己評価結果を踏まえ、特に中小零細鉱山の理解度向上を目指し、鉱山の実態に合った助言等を行い、鉱山保安マネジメントシステム活動を支援する。</p> <p><b>3. 見直し内容の周知</b><br/> <b>判定チェック項目、手引書及びガイドブックの見直しが行われたことを踏まえて、見直し内容について鉱山への周知を行う。</b></p> |
| <p>V その他</p> <p>1. 広報<br/>           令和6年度の当部の取り組みの概要、保安統括者会議、鉱山保安表彰、全国鉱山保安週間及び地方鉱山保安協議会等について、ホームページ、メールマガジン、SNS、プレス発表により広報を行う。<br/>           災害月報の電子申請のほか、保安ネットの活用推進についても引き続き情報提供を行う。<br/>           また、災害等情報の水平展開を実施するとともに、鉱山への調査、アンケート等を行い必要に応じて情報提供を行う。</p> <p>2. 関係団体と連絡を密にし、次の取り組みを行う。<br/>           (1)九州地方鉱山保安表彰<br/>           (2)全国鉱山保安週間(7月1日～7日)における保安ポスターの鉱山、関係団体への配布、保安標語表彰及び保安講話<br/>           (3)関係団体及び地区保安対策協議会に対する保安に関する情報の提供及び地域単位での情報交換の促進による中小零細規模鉱山の保安レベルの向上</p> | <p>【実績】</p> <p>1. 広報<br/>           ①「令和6年度の当部の取り組み」をホームページに掲載するとともに、メールによりホームページ掲載を鉱山に周知した。また、コロナが落ちついたことを踏まえ保安統括者会議をハイブリット形式にて開催し、合計39鉱山に参加いただいた。アンケートではハイブリット形式の開催を希望する鉱山が多かった。<br/>           ②九州地方鉱山保安表彰式(6月19日)を対面にて開催した。<br/>           その後、受賞者からのコメントを当部ホームページ、メルマガに掲載した。<br/>           全国鉱山保安表彰(10月8日)についても、KKR東京にて対面にて開催された。<br/>           ③「災害等情報」の水平展開については、より理解度を高め保安意識を向上させるために、「鉱山にお願いしたいこと」を簡潔に記載し、「速報版」のほか「詳報版」についても発信した。<br/>           ④本省作成の鉱山保安情報を随時発信した。</p> <p>2. 関係団体等との連携<br/>           ①九州地方鉱山保安表彰式の開催にあたり、関係団体の協力のもと、表彰式への関係団体からの来賓の出席及び挨拶並びに関係団体主催の祝賀会へ当部幹部が出席した。<br/>           ②全国鉱山保安週間(7月1日から7日)の実施にあたり、部長からのメッセージをホームページ、メルマガで配信し、保安週間ポスターを鉱山等に配布するとともに、保安標語の募集(17鉱山、175作品の応募)、選考を行い、保安標語等の印刷物を各鉱山に送付した。また、保安標語受賞者に対し、当部管理職他職員が鉱山に出向き、表彰状を授与した。なお、保安標語の選考にあたっては、関係団体とメールのやり取りにより選考にご協力いただいた。<br/>           ③保安管理マスター試験(10月)における、法令講習については、関係団体の要請に対し、当部職員を試験会場に派遣し、講習を実施した。</p> <p>【評価】</p> <p>本年度、関係団体(石灰石鉱業協会九州支部、九州地方鉱山会)との連携については、地方鉱山保安表彰式において、関係団体の協力のもと、対面にて開催することができ、関係団体から来賓出席、祝辞をいただいた。<br/>           また、保安週間行事の一つである保安標語の表彰については、メールを利用した選考方法を工夫するなど、意思疎通を図り、保安の向上において一定の成果をあげた。<br/>           さらに、地区保安対策協議会との連携は、今年度は昨年度までとは異なり、保安標語表彰を行うにあたり、地区対の協力のもと、受賞鉱山まで当部幹部が出向き、周辺鉱山の出席の下、表彰式開催や当部による保安講習の実施など、密接な連携が図れた。</p> | <p>1. 引き続き、保安統括者会議の開催、保安表彰、保安標語及び災害情報の提供等の取組を行うとともに、広報を行う。</p> <p>2. 保安意識の高揚、保安向上のため、関係団体及び地区保安対策協議会との連携を図る。</p>  | <p>V その他</p> <p>1. 広報<br/>           令和7年度の当部の取り組みの概要、保安統括者会議(ハイブリット形式)、鉱山保安表彰、全国鉱山保安週間及び地方鉱山保安協議会等について、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、プレス発表により広報を行う。災害月報の電子申請のほか保安ネットの活用推進についても引き続き情報提供を行う。<br/>           また、災害等情報の水平展開を実施するとともに、鉱山への調査、アンケート等を行い必要に応じて情報提供を行う。</p> <p>2. 関係団体と連絡を密にし、次の取り組みを行う。<br/>           (1)九州地方鉱山保安表彰<br/>           (2)全国鉱山保安週間(7月1日～7日)における保安ポスターの鉱山、関係団体への配布、保安標語表彰及び保安講話<br/>           (3)関係団体及び地区保安対策協議会に対する保安に関する情報の提供及び地域単位での情報交換の促進による中小零細規模鉱山の保安レベルの向上</p>   |